

## 議案第110号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開室時間)</p> <p>第5条 クラブの開室時間は、次のとおりとする。 ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) 小学校の授業日（授業を行う日をいう。） <u>授業の終了時から午後7時まで</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(入室者の資格)</p> <p>第6条 クラブに入室できる児童は、保護者（親権を行う者、後見人その他の者が当該児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童で市内に住所を有するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(開室時間)</p> <p>第5条 クラブの開室時間は、次のとおりとする。 ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) 小学校の授業日（授業を行う日をいう。） <u>放課後から午後7時まで</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(入室者の資格)</p> <p>第6条 クラブに入室できる児童は、保護者（親権を行う者、後見人その他の者が当該児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校の低学年（<u>第1学年から第3学年までの学年をいう。</u>）で市内に住所を有する児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

## 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。